

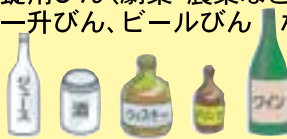
平成19年4月より

リサイクルできる「ガラスびん」の回収が始まります 分別に御協力下さいますようお願いいたします

- ◇リサイクルできるガラスびんの回収は **月1回** で、使用するゴミ袋は「資源ゴミ袋」です。
- ◇回収日は「ごみカレンダー」に従ってください。

ガラスびんの分け方

- 資源ゴミ袋に入れるガラスびん(リサイクルできるガラスびん)
飲み物や食べ物が入っていたびん
ジュース、カップ酒、ウィスキー、ドリンク剤
錠剤びん(劇薬・農薬など除く)、ハチミツ
一升びん、ビールびん など



月1回のびん回収日
に出してください。

- もえないゴミ袋に入れるガラスびん(リサイクルできないガラスびん)
もえないゴミ回収に出して下さい。
薬びん(口に入れる物以外)、化粧品のびん、ほ乳びん
離乳食のびん(強化剤入りのため)、コップ、灰皿
皿ガラス、油びん など



●ごみステーションに出す前に **注意**

1. キャップをとる

2. 洗う



※ガラスびんのふたで、金属製のものはあき缶の収納袋へ、プラスチック製のものは燃えるごみへ出してください。

※手で外せない注ぎ口、金具、ラベルなどは付いたまま構いません。

お願い

※びんの中にもものを入れないでください。

※資源ゴミ・不燃回収日はごみカレンダーを良く確認して出してください。

※異物の入ったリサイクル出来るガラスびんや割れたびんは、もえないゴミ袋に入れて、不燃物回収日に出してください。

※**ビールびん・一升びん**は酒屋さんに出しても構いません。

■問合せ／ 仙北市環境保全センター TEL(5 4) 3 3 0 5

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険料が年金から天引きされているみなさんへ

～仮徴収について～

仮徴収とは：介護保険料は住民税の課税状況等によってその年度に納める金額が決まります。住民税は6月に決定となるため、介護保険料の年額の確定は7月になります。そのため、4月・6月・8月は確定保険料での徴収ができませんので、前年度の年額をもとにした仮の保険料での徴収となります。このことを仮徴収といいます。

※該当する方には4月上旬に仮徴収額のお知らせを発送しますのでご確認ください。

※7月に介護保険料の年額が決まった後は、年額から仮徴収額を差し引いた額を10月・12月・2月支給の年金から3回に分けて徴収(本徴収)することになります。

仮 徴 収			本 徴 収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
2月の保険料と同額が天引きされます。	前年度の年額をもとに前期分(4月から8月分)が年額の約半分となるように計算した額が天引きされま		7月に決定した年額から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて天引きされます。保険料段階が前年度から変わると本徴収で調整されるため、仮徴収と比べ金額が大きく変わる場合があります。		

※65歳以上で、介護保険料が年金から天引きされていない方については年額の決定後、7月中旬に送付される納付書で納めることになります。(口座振替を申し込んでいる方は口座から引き落としになります)

問い合わせ： 介護保険事務所 保険管理班 TEL0187-86-3911
仙北市福祉事務所 長寿子育て課長寿いきがい係 TEL43-2281